



イ 以下に掲げる属性をターゲットとした事業提案とすること。

ターゲット

性別：女性

年代：30～50代

居住地：福島県内、福島県の隣接県、関東圏

関心：旅行、発酵、料理、美容、健康、リベラルアーツ、丁寧な生活

ウ 事業担当者については、マーケットインの視点から、上記に掲げるターゲット層と親和性の高い担当者を中心とした配置とし、円滑な事業遂行をすること。

エ 地域のプレイヤーである「美を醸すふくしまナビゲーター」と連携し、コミュニケーションを図りながら事業を遂行すること。

※参考：「美を醸すふくしまナビゲーター」 <https://www.tif.ne.jp/hacco/#navigator>

(2) 販売流通支援に関すること

ア 令和6年度タリフ化・販売支援を行った10事業者（以下、「支援事業者」という。）に対して、各事業者3回以上現地またはオンラインにて講師・専門家による相談支援を行い、必要に応じて電話やメール等で支援すること。実施方法については支援事業者の意向を踏まえ調整することとし、3回のうち最低1回は現地にて行うこと。派遣に係る調整、会場の設営、資料の準備、記録の作成等、一切の運営業務を行うこと。講師・専門家の選定については、甲と協議した上で決定すること。

イ 講師・専門家は、現在の販売状況等を踏まえ、コンテンツの磨き上げに資する実践的なアドバイスが可能な者とし、単なる講義とならないよう配慮すること。また、支援事業者が主体的に取り組めるよう工夫し、事業終了後も自主自走できるノウハウを残すことができるよう伴走支援を行うこと。

ウ タリフ化したコンテンツについてはOTAや支援事業者のHPへ掲載する等、WEBサイト上での販売へ繋がるよう工夫すること。

(3) 誘客促進に関すること

ア 旅行商品造成を目的とした旅行会社向けに1泊2日のモニターツアーを1回以上実施すること。また、参加者は旅行商品造成担当者5社以上とし、ツアーの行程等については甲に協議し、決定すること。

イ ツアーに係る企画、調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行い、全て本事業費より捻出すること。

ウ ツアーでは、様子を記録するための写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は当実行委員会がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。

エ ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。また、事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等の策定すること。

オ ツアーへは本仕様書「(2) 販売流通支援に関すること」において磨き上げ支援を行っているコンテンツを3つ以上行程に組み込むこと。

カ ツアー終了後、モニターツアーに参加した旅行会社に対して、営業活動を行うこと。旅行商品造成の目標数は4件以上とすること。

キ 営業活動にあたり、県内発酵事業者等との連携を図ること。

ク モニターツアー終了後、参加者を対象にアンケートを実施すること。

#### (4) イベントに関すること

ア 県内外において、本県の個性豊かな発酵食文化を体感出来るようなイベントを3回以上実施すること。イベントについては自主企画に限らないが、本事業のターゲット層へのプロモーション効果が高く、費用対効果の高いものとする。

イ 3回のうち1回はイオンモールいわき小名浜において、主催イベントを開催すること。開催日は令和7年6月7日(土)とし、2Fマリンコート、4Fイオンホールにてステージイベントやワークショップ等を盛り込んだ内容とすること。なお、会場は仮予約済みであるが、会場使用料は本事業より捻出すること。

ウ 県外のイベントについては、来訪のきっかけや消費行動につながるような仕掛けづくりを盛り込むこと。

エ 「美を醸すふくしまナビゲーター」を中心に、県内の発酵事業者が積極的に参画できる企画を盛り込むこと。

オ イベントの周知を図るため、イベント開催前及び開催期間中に効果的な広告宣伝を実施すること。

カ イベントにおいて、美を醸すふくしま公式Instagramのフォローキャンペーン等を行い、フォロワー獲得に努めること。各イベントの新規フォロワー獲得目標は100名とする。

※参考：

美を醸すふくしま公式Instagram

<https://www.instagram.com/kamosofukushima/?hl=ja>

#### 参考：令和6年度実施イベント

- ・2024年4月29日(月)  
郡山シティマラソンブース出店
- ・2024年8月3日(土)～4日(日)  
ふくしま発酵マルシェin道の駅ふくしま
- ・2024年9月14日(土)～15日(日)  
ふくしま発酵スタンプラリーin七日町通り
- ・2024年9月22日(日)  
ふくしま発酵フェアinイオンモールいわき小名浜
- ・2024年10月19日(土)～20日(日)  
浜フェス2024ブース出店

(5) アンテナショップとの連携に関すること

- ア 本県のアンテナショップにおいて、本県の個性豊かな発酵食文化を体感出来るようなイベント等を2回以上実施すること。イベントについては自主企画に限らないが、費用対効果の高いものとする。
- イ 県外のイベントについては、来訪のきっかけとなるような仕掛けづくりを盛り込むこと。
- ウ 「美を醸すふくしまナビゲーター」を中心に、県内の発酵事業者が積極的に参画できる企画を盛り込むこと。
- エ イベントの周知を図るため、イベント開催前及び開催期間中に効果的な広告宣伝を実施すること。
- オ イベントにおいて、美を醸すふくしま公式Instagramのフォローキャンペーン等を行い、フォロワー獲得に努めること。各イベントの新規フォロワー獲得目標は50名とする。

※参考：

美を醸すふくしま公式Instagram

<https://www.instagram.com/kamosofukushima/?hl=ja>

参考：本県アンテナショップ

- ・福島県観光物産館（福島県福島市）
- ・日本橋ふくしま館 MIDETTE（東京都中央区）

(6) 「美を醸すふくしまナビゲーター」に関すること

- ア 令和4年度及び令和6年度に認定を行った「美を醸すふくしまナビゲーター」を対象とした研修会をオンラインにて1回開催すること。研修会は発酵食文化に知見のある専門家を1名以上講師とすること。

※参考：

令和4年度「美を醸すふくしまナビゲーター」認定のための研修会

<https://www.tif.ne.jp/hacco/news/news-detail.php?id=9>

令和6年度「美を醸すふくしまナビゲーター」認定のための研修会

<https://www.tif.ne.jp/hacco/news/news-detail.php?id=28>

- イ 研修会の案内と併せて、美を醸すふくしまナビゲーターの継続意向及び公式HPの掲載情報の修正の有無を確認すること。ただし、継続に当たっては研修会の受講を必須とする。

(7) その他

- ア 仕様に掲げたもの以外に、事業目的を達成するための効果的な取組を適宜提案すること。
- イ 必要に応じて、甲が別に委託する情報発信事業業務受託事業者と連携し、事業を効果的に進めること。

## 6 成果品

- (1) 事業報告書（紙媒体1部、電子データ1式）
- (2) その他、甲が指示するもの一式

## 7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるものの外、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届（様式第4号）
  - ・統括責任者通知書（様式第5号）
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届（様式第6号）
  - ・実績報告書
  - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 留意事項

- (1) 本事業により制作した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとする。
- (2) 提案にあたっては、上記4の事業の目的及び5の業務内容を踏まえ、委託上限額の範囲内で自由に企画し提案を行うこと。

## 9 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、本県担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のもの除き、甲に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。  
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (6) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (7) 疑義に関する協議等  
本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度甲と協議するものとする。